

令和2年度 公益活動事業補助金交付申請書

令和2年5月29日

北広島市長 様

(申請者)

団体名 特定非営利活動法人
北海道地域政策調査会

代表者の役職名・名前 理事長 酒 向 憲 司



北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 事業の名称

北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり(仮題)に関する事業」

2 希望するコース（どちらかを選択し、□にチェック（✓）をしてください。）

テーマ設定型事業コース（3分の2助成、上限40万円、千円未満切捨）

自由提案型事業コース（2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨）

3 申請事業費の総額・補助金申請額

申請事業費の総額 491,000 円 補助金申請額 307,000 円

4 申請事業の内容

事業計画書（第2号様式）の通り

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 事業収支予算書（第3号様式）
- 3 補助金等交付申請額算出調書（第3号様式の2）
- 4 経費の配分調書（第3号様式の3）
- 5 団体の概要書（第4号様式）
- 6 資金収支計画書（第3号様式の4）
- 7 役員及び会員名簿（第5号様式）
- 8 定款、規約又は会則等（法人にあつては財務諸表）
- 9 前年度の活動報告書及び収支決算書
- 10 日頃の活動内容がわかるもの（会報、新聞切抜、活動の写真等）

補助申請事業計画書

- テーマ設定型事業コース
 自由提案型事業コース

1 事業の名称

「北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり（仮題）に関する事業」

2 事業分野

「まちづくりの推進」

3 事業概要

少子高齢化の急速な進行により、今後、税負担層の減少する一方で公共サービスのニーズや対象者は、ますます増加していく。

これからのまちづくりを考えると「高齢社会」の現状から離れる事はできない。

「高齢社会」とまちづくりを考えると、2つの視点がある。

一つ目は高齢者がまちづくりの対象となる「高齢者が、安心して暮らせるまちづくり」、そしてもう一つは、高齢者が主体となる「高齢者が参加し、支えるまちづくり」である。

北広島市には高度経済成長期やその後開発された道営住宅をはじめとする団地が少なくない。

こうした地区では住民の高齢化が進み、高齢者夫婦世帯、高齢の独居者が増加し、高齢者の父母と同居し支える老々介護と言った姿も今や当たり前前の風景である。

昔からの近隣のさりげない見守り、近所付き合いからの、朝晩の姿の確認、洗濯物、郵便物、雨戸の開閉などといった事への関心も、全体の高齢化、個人情報保護の風潮の中で、機能しなくなってきた。

今後のコロナウイルス対策によって求められる「密閉、密着、密接」を避ける「新しい生活様式」も、これまでの地域における人のつながりを一層変化させるであろう。

こうした中で、地震、風水害と言った災害の発生、今回のコロナウイルスによる感染症の世界的流行と言った事態への対応等を考えるとぞっとする現実が目の前にある。

地域全体の高齢化によるニーズの増加に対して、町内会自体の高齢化による機能不全、まちづくりや町内会活動の担い手がそもそもいないという問題もある。

地域のSOSを住民が支えようとしても、支える住民が高齢化している、支えられる立場の人が多くなってしまっている。

増え続ける高齢者の見守り、地域での生活の支援には、質量ともに多くのマンパワーが必要である。

税金ベースの役所の予算や公的活動だけで充足できるものではない。

企業の協力や、ボランティアなど地域の多様な主体による取組と連携が必要であることはいうまでもないが、こうした現状の中で地域や住人を支えていくのは、やはり自助・共助・公助の考え方が基本となるであろう。

地域に住む高齢者を見守り支える自治会、町内会の活動を高齢者自身が支えるといった「老々共助」のシステムが現実に必要とされている。

ともすれば役所の下請けと批判される自治会、町内会の役割を見直し、本当に住民が担わなければならないものは何か、「老害化」してしまう場合も含め運営方法や機能的な組織作りについて見直す必要もあるだろう。

市役所をはじめ公的機関と地域の体制の連携も点検してみる必要もあるかもしれない。

地域コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカーと言った、地域の相談にのり、一緒に

解決策を考える職員の配置や、活動に対する交付金制度などの支援は足りているだろうか。

また、こうした町内会・自治会の役員をはじめ、高齢者を支える人材の育成も継続的に続けていかなければならない。

役員業務の有償化、研修義務化、持ち回りなども検討されて良いし、役員がになう労力奉仕のボランティアには、別に増加する退職後のシルバー人材の有償での活用を一層図ることも考えられる。

医療・福祉・日常生活、まさに行政だけでも個人や市民の力だけでも解決出来ない問題がある。

高齢者の地域での生活を支える自助・共助・公助はどのようにあれば良いのか。

すでに、市内各地区では、優れた取り組みや実践が行われている。

高齢社会の地域のまちづくりを住民自身が自らの手で担っていくために、住民と行政の協働、住民組織のあり方、住民同士の協働を含め今後のそれぞれの役割について、それぞれの場で活動されている方々から具体的な活動や組織的取り組みなど、お話を伺い、今後の取組の方向性を見いだしたい。

4 事業の実施方法

第14回市民公開講座・シンポジウム開催を提案した 「北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり(仮題)に関する事業」

◇目的

「北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくり(仮題)」について、下記の日程・会場等において、全市的な集会を開催する。

◇開催時期

・2020年10月10日(土)予定 午後1時30分から(2時間程度)

◇開催会場

・北広島市芸術文化ホール(活動室) 予定 (北広島市中央6丁目2番地1)

◇参集対象

・民生委員代表、連合町内会代表、地区社会福祉委員会代表、市民など

◇参集人員

・約100名

◇市民公開講座・シンポジウムの開催次第

●開会

●主催者挨拶

●基調講演

○講師

◇大学教授

●パネルディスカッション

◇コメンテーター ・大学教授

◇パネリスト

- ・ 連合町内会長
- ・ 地区福祉委員会役員
- ・ 民生委員代表
- ・ 市役所担当部長

● 質疑応答

● 閉会

5 過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

令和元年度に、「胆振東部地震に学ぶ「学校の減災教育と災害対応」について」の事業を実施した。

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果
令和元年度	「胆振東部地震に学ぶ「学校の減災教育と災害対応」について」の事業を実施した。	<p>「平成」は幕を閉じたが、日本、北海道において、この時代多くの自然災害に見舞われたことを忘れることはできない。</p> <p>その中でも、平成5年7月12日北海道南西沖地震、平成12年3月31日有珠山噴火災害、平成30年9月7日胆振東部地震の3つの地震・噴火災害は、道民生活に大きな損害を与えた。</p> <p>道内の3つの災害では、いずれも発生時が、未明であったり、休業期間中であったが、時間帯によっては、学校において児童、生徒、幼児に多大な被害が出た可能性がある。</p> <p>阪神・淡路大震災も未明の発生であったが、東日本大震災では、学校においても多くの痛ましい犠牲が在ったことは脳裏を離れない。</p> <p>防災・減災は全ての人々、団体が、日頃から心がけるべきことはもちろんであるが、病院、学校といった社会的弱者を抱える組織は、その命を守るため、より以上の対応が求められる。</p> <p>特に平成7年の阪神・淡路大震災において、学校は地域コミュニティーの中核として大きな役割を果たし、避難所として使用された学校では、教職員が救援活動に従事するなど避難所運営においても重要な役割を担った。</p> <p>これ以降、学校・教育委員会等の防災体制・学校施設の防災機能・耐震性や防災教育の在り方等が見直され、防災機能の強化が図られていった経緯もある。</p> <p>今や学校は、何より大事な子ども達の安全確保の砦としてばかりでなく、地域のコミュニティーの核として地域防災の上からも多くの期待が寄せられている。</p>

もはや、災害は、「忘れないうちにやってくる」と考えておかなければならない。

地震国日本において、地震を避けることはできず、また予知も極めて困難である。

記憶が生々しい胆振東部地震、学校における実際の防災・減災対応は、どのようなものであったか、児童生徒の安全確保のためにどのような苦労があったか、日頃の減災教育は役立ったか、防災計画どおりの対応ができたか、また、学校施設や教育活動、避難所運営などについて問題はなかったか、地震と風水害、雪害等の複合災害も考えられるので、さらに改善を図るべき点はないかなど、基調講演、パネルディスカッションを開催して、関係者の生の声をうかがいながら、「実践的、体験的な減災教育、災害対応」について、議論を深め各種災害に備える事とした。

なお、当日、両会場共に、天候が芳しくなかったこと、土曜日の午後からの2会場での開催であったこと、参加者が少なかったことなど、反省点が多々あった。

いずれにしても、基調講演を担当してくれた北海道厚真高等学校長の南原賢二氏、パネルディスカッションのコーディネーター北海道教育庁石狩教育局義務教育指導監の前川豊志氏、及びパネラーをやっていた北広島市立緑葉中学校長小川満氏、北広島市立西部小学校長椿野次雄氏、北広島市総務部防災危機管理室危機管理課長荒川亨氏には、土曜日の休みの日に、2会場で、担当をお願いしたので、ほんとうに申し訳なかった。

いくら開催企画が良くても、それは主催者側の思い込みで、曜日の設定や会場の選定、参加の呼び掛け方法などで、当日の参加者数は変わるので、次回の教訓としなければならない。

補助申請事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	積算内容	金額
市補助金		307,000円
自己資金		184,000円
収入合計		491,000円

2 支出の部

(単位：円)

科 目	積算内容	金額
報償金	講演講師謝金 3 万円 コーディネータ 2万円 謝金 パネリスト (4人・各1万円) 4万円 当日受付等(4 人・1会場・1人 5千円) 20千 円、会場、受付、 会場管理、後片 付け	110,000円
旅費	講師旅費 10 千円 コ ー デ ィ ネ ー タ 2 千 円 パ ネ リ ス ト (4人) 4千円	16,000円

通信費	関係先文書発送料金 10 千円 関係先電話料金 10 千円	20,000円
消耗品費	PC インク代 50 千円 事務用品 50 千円 住宅用地図(北広島版) 5 千円	105,000円
印刷製本費	関係先案内文書印刷費 50 千円 チラシ印刷 (2 千枚・100 千円) 当日配布レジメ 5 千円	155,000円
役務費	ゴミ処分(1 会場)5 千円	5,000円
備品費	PC 中古購入 70 千円	70,000円
食糧費	弁当代(5 人、1 食 2 千円) 10,000 円	10,000円
支出合計		491000円

※記入例

- ・積算内容には次のように記載してください。
- (収入) 入場料などの受益者負担がある場合 ○○入場料 1,000 円×50 名=50,000 円
- (支出) 講師謝礼金 ○○セミナー講師 20,000 円×2 名=40,000 円
- ・科目には次のように記載してください。
- (収入) 市補助金、事業収入、会費、寄付金など
- (支出) 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

※団体の経常的な活動に要する人件費、交際費、飲食費及び事務所賃借料などは補助対象外となります。
ただし、講演会等の会場整理アルバイト賃金及び会場借り上げ料など補助対象事業に直接要するものは対象となります。
また、テーマ設定型事業に限り、事業実施に必要な備品購入費も補助対象となります。(補助上限 5 万円)

補助金等交付申請額算出調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する 経費			補 助 事 業 等 に 関 し て 生 ず る 寄 付 金 そ の 他 の 収 入	差 引 所 要 額 (A-B)	補 助 対 象 経 費	補 助 基 準 に よ り 算 出 し た 額	補 助 基 本 額	補 助 率	補 助 金 等 交 付 申 請 額 (F×G)	備 考
	単 価	数 量	金 額								
			A	B	C	D	E	F	G	H	
報償費			110,000	0	110,000	110,000		110,000	2/3	73,333	
旅 費			16,000	0	16,000	16,000		16,000	2/3	10,666	
通信費			20,000	0	20,000	20,000		20,000	2/3	13,333	
消耗品費			105,000	0	105,000	105,000		105,000	2/3	70,000	
印刷製本費			155,000	0	155,000	155,000		155,000	2/3	103,333	
役務費			5,000	0	5,000	5,000		5,000	2/3	3,333	
備品費			70000	0	70,000	50,000		50,000	2/3	33,333	
食糧費			10,000	0	10,000	10,000		10,000		0	
合 計			491,000	0	491,000	471,000		471,000		307,000	

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。

3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。

4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。

5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。

6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。

7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

経費の配分調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分			備 考
		市費補助金等		自 己 負担額	
		申請額	他の補助 金等		
報償費	110,000	73,333	/	36667	
旅費	16,000	10,666	/	5,334	
通信費	20,000	13,333	/	6,667	
消耗品費	105,000	70000	/	35000	
印刷製本費	155,000	103,333	/	51,667	
役務費	5,000	3,333	/	1,667	
備品費	70,000	33333	/	36667	
食糧費	10,000	0	/	10,000	
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
			/		
合 計	491,000	307,000	/	184,000	

- 注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。
- 3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、収入等)があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。
- 4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

資金収支計画書

科目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
収入	市補助金						139,000	139,000		29,000				
	自己資金					184,000								
	借入金					184,000								
	計					368,000	139,000	139,000		29,000				
支出	報償費							110,000						
	旅費							16,000						
	通信費						20,000							
	消耗品費					105,000								
	印刷製本費					135,000	20,000							
	役員費							5,000						
	備品費					70,000								
	食糧費						10,000							
借入金返済額									184,000					
計														
収支当						310,000	50,000	131,000		184,000				
差額						58,000	89,000	8,000		-155,000				
累計						58,000	147,000	155,000		0				

団体の概要書

<p>団体の名称</p>	<p>(ふりがな) (とくていひえいりかつどうほうじん ほっかいどうちいきせいさくちょうさかい) 特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会</p>
<p>団体所在地</p>	<p>〒061-1132 北広島市北進町1丁目5番地1 □イヤルシャトー北広島 N-807</p>
<p>代表者氏名</p>	<p>(ふりがな) (さこう けんじ) 理事長 酒向 憲司</p>
<p>活動開始年月日</p>	<p>平成24年5月31日付で、札幌市長から認証されて活動し、その後、平成27年10月27日付で北海道北広島市に事務所を移転して活動し、現在に至っている。</p>
<p>構成員数</p>	<p>会員数 20人（うち役員数 5人）</p>
<p>団体の目的</p>	<p>この法人は、北海道がかかえている保健医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動、国際協力の活動、子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動を行い、これらの目的を達成するための事業を行う。</p> <p>なお、様々な政策課題については、その解決の主体者たる道民や地域とともに調査研究その他の諸活動を推進することを通し、道民生活の向上と自主・自律の北海道の創造に寄与することを目的としている。</p>

活動内容、
主な活動実績
(過去3年以内)

- 「2019年度(令和元年度)の事業」
 - 1. 特定非営利活動に係る事業の実施
 - ①北広島市令和元年度公益活動事業
—第13回市民公開講座—
「胆振東部地震に学ぶ学校の減災教育と災害対応について」の事業
- 「2018年度(平成30年度)の事業」
 - 1. 特定非営利活動に係る事業の実施
 - ①「種子法の廃止と北海道の新しい農業政策に関する対策会議及び政策提言の資料作成」に関する事業
 - ②「いじめの現状と課題、スクールカウンセラーなどの拡充」に関する事業
 - ③「街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関する市民公開講座によるシンポジウムの開催と政策提言資料作成」に関する事業
 - ④「ムスリム(イスラム教徒)と北海道観光の課題」に関する事業
 - 2. 助成事業の実施
 - ①街づくりと北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想に関して、市民公開講座によるシンポジウムを開催し、参加者で討論した。
- 「2017年度(平成29年度)の事業」
 - 1. 特定非営利活動に係る事業の実施
 - ①農産物のグローバル化と北海道農業に関する事業
 - ②高校から大学への進学に関する現状と課題、連携に関する事業
 - ③高齢化とまちづくりに関する事業
 - ④北海道の周産期医療の現状と課題、今後の在り方に関する事業
 - 2. 編集・出版事業の実施
 - ①民主議員ネット・北海道の春期政策研修会の講演についての企画、機関誌「連ren」の編集及び出版に関する事業を受託した。
- 「2016年度(平成28年度)の事業」
 - 1. 特定非営利活動に係る事業の実施
 - ①北海道の生涯学習(教育)の在り方に関する事業
 - ②TPP問題と北海道農業についての事業
 - ③男女平等参画社会の更なる前進に向けての事業
 - ④北海道の空港に関する事業
 - 2. 助成事業の実施
 - ①公益財団法人北海道地域活動振興協会から「男女平等参画社会の更なる前進に向けて」に関して、市民公開講座によるシンポジウムを開催するなどが評価されて、地域活動実践団体として地域協働・連携活動支援事業から助成金を受けた。
 - 3. 編集・出版事業の実施
 - ①民主議員ネット・北海道の春期及び秋期政策研修会の各講演についての企画、機関誌「連ren」の編集及び出版に関する事業を受託した。
- 4. その他

年間予算	600,000円		
担当者 連絡先	(ふりがな) さわおかのぶひろ 氏名 澤岡信廣	役職	専務理事
	住所 [REDACTED]		
	電話番号 [REDACTED] FAX [REDACTED]		
	E-mail [REDACTED]		
	URLアドレス なし		

申請事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称 特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会

(ふりがな) 氏 名	実施 上の 役割	住 所 又 は 居 所
---------------	----------------	-------------

記載人数計		20人・団体 (17人・3団体)

- ※1 申請事業にかかわる予定者をお書きください。
- ※2 実施上の役割の欄には、申請事業を実施する上での責任者に◎、副責任者に○をお付けください。

特定非営利活動法人北海道地域政策調査会定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、北海道がかかえている様々な政策課題について、その解決の主体者たる道民や地域とともに調査研究その他の諸活動を推進することを通し、道民生活の向上と自主・自律の北海道の創造に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人北海道地域政策調査会と称する。

第3条 (事業)

この法人は特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表における保健、医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、環境の保全を図る活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動、国際協力の活動、子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①政策調査研究事業の推進
- ②調査研究活動に係るプロジェクトの設置、運営
- ③調査研究活動に係るフォーラムの企画、運営、開催及び支援
- ④調査研究活動に係る会議の企画、運営及び開催
- ⑤個人、団体等への助言及び情報の提供
- ⑥機関誌及び調査研究報告書の発行
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①物品の斡旋及び販売
- ②役務の提供

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条 (事務所)

この法人は、事務所を北広島市に置く。

第2章 会 員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員を法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体

第6条（加入）

この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第7条（会費）

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の決議を経て別に定める。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第9条（脱退）

この法人を、脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出することにより、任意に脱退することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。
4. 理事のうち、専務理事又は常務理事1名をおくことができる。

第13条（役員を選任）

- 役員は、総会において選出する。選出の方法は、総会の議決を経て別に定める。
2. 理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事は、理事の互選により決定する。
 3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（役員職務）

- 理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。
 3. 専務理事又は常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 4. 理事は、業務を執行する。
 5. 監事は、法第18条に定める職務を行う。

第15条（役員任期）

- 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
 3. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条（役員報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第18条（事務局）

- この法人に事務局を設けることができる。
2. 事務局に職員を置く場合、理事長がこれを任免する。
 3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会、理事をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業・活動計画、事業・活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3. 理事会、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第25条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（表決等）

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の総数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 顧問及び参与

第29条（顧問及び参与）

この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第31条（資産管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第32条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第33条（会計及び収支決算）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

第36条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、法第11条第3に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第37条（定款の変更）

この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

第38条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

第39条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、設立総会において定める別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、第1回通常総会までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業・活動計画及び収支予算は、この定款の

定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2013年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成27年10月26日から施行する。

第2号議案 2019年度収支決算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会

単位:円

科 目	予算額	決算額	備 考
I 収入の部			
1. 会費収入	150,000	150,000	・個人会員・団体会員 3団体、8口、80000 14人、14口、70000
2. 寄附金収入	0	0	
3. 事業収入	295,000	295,000	政策調査受託事業
4. 雑 収 入	0	0	運転資金借入金、利息、その他
5. 前期繰越金	39,949	39,949	
当期収入合計(A)	484,949	484,949	
II 支出の部			
1. 事業費	443,196	443,196	
1) 調査研究費	443,196	443,196	調査・研究委託費、人件費、交通費、会場費等
2) 政策プロジェクト運営費	0	0	
3) 政策フォーラム開催費	0	0	
4) 編集出版事業費	0	0	
5) その他事業費	0	0	
2. 管理費	28,632	28,632	
1) 事務所費	0	0	
2) 事務管理費	0	0	
3) 通信費	17,254	17,254	郵送・電話料金等
4) 備品費	0	0	
5) 消耗品費	2,160	2,160	事務用品費等
6) 会議費	9,218	9,218	会場費・打ち合わせ
7) 広報費	0	0	
8) 渉外費	0	0	
9) 旅費交通費	0	0	
10) 設立準備費	0	0	
11) 雑 費	0	0	
当期支出合計(B)	471,828	471,828	
当期収入差額(A) - (B)	13,121	13,121	
次期繰越金	13,121	13,121	

令和元年度 財産目録

令和2年3月31日現在

（特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会

（単位：円）

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	8,948		
銀行普通預金	4,173		
未収金			
事業未収金	0		
流動資産合計		13,121	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産	0		
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産	0		
投資その他の資産計			
固定資産合計		0	
資産合計			13,121
II 負債の部			
1. 流動負債	0		
未払い金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債	0		
長期借入金	0		
銀行借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			13,121

令和元年度 貸借対照表

令和2年3月31日現在

（特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会

（単位：円）

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	8,948		
預金	4,173		
北洋銀行	784		
北海道労働銀行	3,389		
ゆうちょ銀行	0		
未収金	0	0	
流動資産合計			13,121
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産	0		
有形固定資産計		0	
(2) 無形固定資産	0		
無形固定資産計		0	
(3) 投資その他の資産	0		
投資その他の資産計		0	
固定資産合計			0
資産合計			13,121
II 負債の部			
1. 流動負債	0		
流動負債合計		0	
2. 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	484,949	0	484,949
当期正味財産増減額	471,828	0	471,828
正味財産合計			13,121
負債及び正味財産合計			13,121

第3号議案 2019年度事業活動報告

特定非営利活動法人北海道地域政策調査会

I. 2019年度事業の実施方報告について

設立8年目を迎えた2019年度の事業計画については、北海道議会民主・道民連合議員会からの受託事業の見直しにより、まとまった委託金が入ってこない事になったが、当会の住所地である北広島市を中心に活動してきた。

なお、設立当初から取り組んできたエネルギー問題については、エネルギーの自立無くして、北海道経済の自立化は困難なので、国のエネルギー政策の転換を受けて、引き続き、個別具体的に調査研究を続け、泊原発3号機再稼働の是非を含めて、必要の都度、政策提言を行ってゆく。

II. 特定非営利活動に係る事業の報告について

1、次のテーマに関して 北広島市の「令和元年度公益活動事業補助金」の交付を受けて、「令和元年度公益活動事業 シンポジウム 第13回市民公開講座 「胆振東部地震に学ぶ学校の減災教育と災害対応について」を実施した。

◇受託先 北広島市

◇内 容 「胆振東部地震に学ぶ学校の減災教育と災害対応について」のシンポジウムの開催及び政策提言会議の資料の作成・取りまとめ

◇受託期間 令和元年7月10日～令和2年1月24日

◇成果品 「北海道胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」について
(2019年12月13日付)」

編集『特定非営利活動(NPO)法人北海道地域政策調査会』の政策提言報告書

◇事業費 443千円

2. 政策プロジェクトの充実と運営

1の政策調査・研究事業を推進するため、引き続き「政策アドバイザー」の登録と、個別の具体的な調査研究に関係する「政策プロジェクトチーム」のネットワーク拡大をはかる。

3. 政策フォーラムの開催

1の政策調査・研究事業を道民参加のもとで進め、内容の充実を図るための「市民公開講座(シンポジウム)」を開催した。

4. 企画編集・出版事業の推進

引き続き、企画・編集事業の受託に努める。

5. その他 特になし。

シンポジウム 胆振東部地震に学ぶ 参加料無料 学校の「減災教育と災害対応」について

基調講演・パネラー

北海道立厚真高等学校 校長
南原賢二氏

胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」の現状と課題について



プロフィール 1960年4月3日生れ、83年中京大学体育学部卒、宗谷管内小学校・上川管内中学校を経て、稚内商工高校・名寄光凌高校（名寄スキー国体準備事務局勤務）・北

広島西高校（教諭）、砂川高校・白老東高校・岩見沢西高校（教頭）を歴任し、2018年4月から北海道厚真高等学校長となり、現在に至る。

コーディネーター 前川豊志氏
北海道教育庁石狩教育局義務教育指導監



プロフィール 1985年北海道教育大学札幌校卒。2000年同大学院研究科修了。石狩管内で保健体育の教諭として勤務後、01年から北海道教育委員会で教育行政に携わる。

16年恵庭市立中学校長に着任。18年から石狩教育局義務教育指導監となり現在に至る。



パネラー 小川 満氏
北広島市立緑葉中学校長

プロフィール 1962年札幌生まれ。北海道教育大学札幌分校小学校教員養成課程卒。石狩管内で中学校保健体育教師として勤め、2009年から管理職。現在緑陽中学校長として2年目。今年度は北海道中学校校長会幹事、北海道PTA連合会副会長なども務める。



パネラー 椿野次雄氏
北広島市立西部小学校長

プロフィール 1963年生まれ。北海道教育大学札幌分校卒。88年釧路町立遠矢小学校を振り出しに、釧路管内2校、石狩管内3校の小学校に勤務。2010年より北広島市立若葉小学校教頭、双葉小学校教頭、千歳市立北陽小学校教頭を経て17年より西部小学校長3年目。



パネラー 荒川 亨氏
北広島市総務部防災危機管理室危機管理課長

プロフィール 1994年室蘭工業大学工学部卒。同年広島町役場入庁、税務課、環境課、福祉課、高齢者支援課を経て、2018年4月から危機管理課長。胆振東部地震の経験を踏まえ、災害に強いまちづくりの推進を図るための体制整備を進めている。

とき **10月5日(土)**
ところ

北広島市大曲会館(2階)大集会室

(北広島市大曲中央2丁目4-5 / ☎011-376-3964)

参加対象 大曲地区、西部地区、西の里地区の小学生高学年(4年生以上)及び中学生、高校生、教職員、市民など

第1会場
13時～15時

北広島市団地住民センター ファミリーホール

(北広島市泉町1-1 / ☎011-372-0676)

参加対象 北広島団地地区、東部地区の小学生高学年(4年生以上)及び中学生、高校生、教職員、市民など

第2会場
17時～19時

*第2会場はスリッパをご持参ください。

北海道南西沖地震(平成5年7月)、有珠山噴火(平成12年3月)、胆振東部地震(平成30年9月)は、道民生活に大きな損害を与えた。

阪神・淡路大震災(平成7年1月)と東日本大震災(平成23年3月)は、日本中に甚大な損害を与え、特に東日本大震災では学校でも多くの犠牲者を生むことになり、福島第一原発事故が相まって、今なお被災地に深い爪痕を残している。

そうした中、阪神・淡路大震災では、学校が避難所として使用され、地域コミュニティーの中核として大きな役割を果たした。学校では、教職員が救援活動の中心を担い、これ以降、防災教育が見直され、今や学校は、子どもたちの安全確保だけでなく、地域防災上からも多くの期待が寄せられている。

昨年の胆振東部地震で、児童生徒の安全確保にどのような苦勞があり、日頃の減災教育は役立ち、防災計画どおり対応ができたのか。学校施設や教育活動、避難所運営に問題はなかったのか。風水害や雪害などとの複合災害も考えられる中、関係者の生の声をうかがい、「実践的、体験的な減災教育、災害対応」について、議論を深め、各種災害に備えたい。

* FAXでの参加申込は、9月27日(金)までに、このチラシの裏面に氏名・住所、所属などを書いて申し込んで下さい。電話によるお問い合わせは、011-375-8002へ。なお、ご記入いただいた個人情報は、この催し以外には使用いたしません。

ムスリム(イスラム教徒)と北海道観光の課題、今後の進め方について

基調講演・パネラー

函館大学商学部 専任講師
藤原 凜氏

「ムスリムと北海道観光の課題について」



プロフィール 2014年一橋大学大学院法学研究科博士課程修了、15年一橋大学法学部特任講師、17年から現職。函館大学で、ムスリム旅行者受入のための研究・ムス

リムおもてなしの実践的活動に取り組む。函館市長に「ムスリム観光客受入のための政策提言」を行い、担当するゼミの学生たちと共に、函館大学のペイエリア・サテライト礼拝所を18年8月に開設。北海道におけるムスリム観光の発展に尽力。2018年から函館市観光アドバイザー。

コーディネーター 市川洋允氏
(株)自然農園 プランニングディレクター



プロフィール 2004年北海道浅井学園大学(現北翔大学)を卒業。在学中にベンチャー企業を立ち上げ、学生向け広告事業を展開。09年に(株)自然農園入社し、様々な企

業の広告企画を立案。今年度の北海道観光振興機構の「ムスリムおもてなし事業」を受託。



パネラー 須見ウイディア氏
インドネシア料理店「ワルンジャワ」代表

プロフィール 札幌在住のインドネシア人で、日本人男性と結婚。結婚を機に北海道へ移住し、2001年インドネシア料理店「ワルンジャワ」開店。通訳やセミナー講師、インドネシア旅行者のコーディネートなど幅広く活躍。母国においても日本での活躍を表彰されている。



パネラー 津田正夫氏
公益社団法人北海道観光振興機構
人材育成・DMO支援担当部長

プロフィール 1984年札幌平岸高校卒業。ゴルフ関係の民間企業で営業経験。95年公益社団法人北海道観光連盟(現:公益社団法人北海道観光振興機構)入社、プロモーションや受入整備などを担当。2017年から現職。ムスリムおもてなし事業を担当。



パネラー 長山由起夫氏
北海道経済部観光局
受入体制整備グループ主幹

プロフィール 1991年北海道大学卒業。同年、北海道檜山支庁に入庁後、消防庁と自治省への出向を経て、市町村税政や酪農行政、中小企業の技術支援やフィルムコミッション等の業務に携わる。2014年根室振興局商工労働観光課主幹。17年から現職。

とき **2月19日(火)** 18時~20時30分
ところ **かでの2・7 510 研修室**
(札幌市中央区北2条西7丁目)

従来の北海道のインバウンドは、韓国・中国・台湾だったが、近年では、東南アジアで北海道観光の人気が高まっている。

北海道ASEAN事務所がシンガポールでおこなった北海道のイメージ調査で、北海道の認知度は、自分では行ったことはなくても友人たちが北海道を訪れたことのある割合が約9割に上り、PRを展開している稚内市・北宗谷・栗山町・八雲町などの自治体に至っては、市町村名まで知られていた。

東南アジアは10カ国で2.35億人のムスリムを抱え、世界人口の1/4を占めるムスリムの約7割がアジアに暮らす。この他にも、アフリカ・ヨーロッパというムスリムの世界があり、人口が膨大なばかりではなく、多くの富裕層を抱えている。

かかる人々にとって、北海道の自然、特に冬は魅力的な観光資源であり、中部国際空港などでムスリムのための礼拝室を整備しているものの、ムスリム観光の誘致においては、国内の先進地域は少なく、十分競争力を有する。

そこで、北海道のインバウンド拡大におけるムスリム旅行者の位置付け、地域ごとのムスリム観光の可能性、およびその受け入れ体制の整備手法を検討するなど、関係者が知恵を絞る機会を設けるべく、第12回市民公開講座を開催し、基調講演とパネルディスカッションを通じて、必要な政策提言を取りまとめた。

* 参加申込・問合せなど FAXでの参加申込は、2月12日(水)までに、このチラシの裏面に氏名・住所・所属などを書いて申し込んで下さい。電話によるお問合せは、011(375)8002へ。なお、ご記入いただいた個人情報は、この催し以外には使用いたしません。

主催: NPO 法人 北海道地域政策調査会 共催: 公益社団法人北海道観光振興機構 後援: 北海道

「街づくりと北海道日本ハムファイターズの ボールパーク構想」について

基調講演・パネラー

北広島市企画財政部長(ボールパーク推進室長)

川村 裕樹 氏

「まちづくりと北海道日本ハムのボールパーク構想」
〈北広島市のまちづくりを考える〉



プロフィール 1970年5月14日生れ。札幌開成高等学校卒業。平成元年4月に広島町役場へ入庁し、平成29年4月、企画財政部長(ボールパーク推進室長兼務)となり、現在に至る。

コーディネーター 安藤 淳一 氏
星槎道都大学 美術学部学部長・建築学科 教授



プロフィール 1958年宮城県生まれ。1984年日本大学大学院修了。同年道都大学赴任。2013年より北広島市都市計画審議会委員就任。2015年より道都大学美術学部長、現在に至る。

と き **12月7日(金)** 18時~20時30分

と ころ 北広島市広葉交流センター
いこ〜よ (2階) 研修室

(北広島市広葉町3丁目1番地 Tel 011-373-2801)

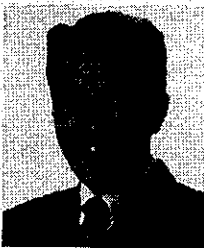
日本ハムファイターズは、2023年に現在の本拠地である札幌ドームから移転して、新たな北海道のシンボルを目指す「ボールパーク構想」を公表した。商業施設やホテルなどを備えて野球以外にも楽しめる多機能複合型施設とする構想だ。

その候補地に札幌市と北広島市が名乗りをあげたが、結局、北広島市に決定した。

日本ハムファイターズの新たな「ボールパーク構想」は、球場を野球だけを目的にせず、バラエティーに富んだ副次的な展開によって、球場、テーマパーク、ホテル、温泉施設、および商業施設などからなる多機能複合施設を目指すものだ。

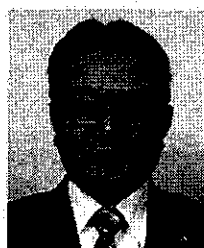
今後、そのような観点で北広島市の総合運動公園用地が整備されるが、例えば、交通アクセスの問題、ボールパークへの道路の課題、多機能複合施設の集客体制の整備など、北海道が高齢化・人口減少期を迎える今日、ハード面とソフト面の今後の在り方は、街づくりの観点からも重要である。

本格化するボールパーク構想の具体化と北広島市の街づくり全体は、表裏一体の課題なので、シンポジウムを開催し、今後の北広島市の街づくりを考える。



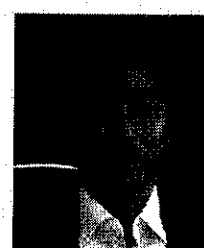
パネラー 小岩 均氏
北海道議会議員
(北広島市選出)

プロフィール 1959年7月15日生れ。札幌大ロシア語学科卒。平成5年町議補選で初当選し、北広島市議会議員など歴任。平成27年道議に初当選。現在に至る。



パネラー 中川 昌憲氏
北広島市議会議員
(ボールパーク等調査特別委員会委員長)

プロフィール 1951年7月13日生れ。東北工業大工学部卒。平成15年市議初当選。市議会議員、ボールパーク等調査特別委員会委員長など歴任。現在に至る。



パネラー 三谷 仁志氏
株式会社北海道日本ハムファイターズ
事業統括本部 副本部長

プロフィール 1973年3月8日生れ。京都大経済学部卒。住友商事、オリックス・パファローズを経て、平成21年北海道日本ハムファイターズ入社。現在に至る。

*参加申込・問合せなど FAX での参加申込は、11月30日(金)までに、このチラシの裏面に氏名・住所・所属などを書いて申し込んで下さい。電話によるお問合せは、011(375)8002へ。なお、ご記入いただいた個人情報は、この催し以外には使用いたしません。

主催：特定非営利活動(NPO)法人 北海道地域政策調査会 後援：北広島市教育委員会

「いじめ問題とその対策に関する スクールカウンセラーなどの現状と課題」について

とき **9月11日(火)** 午後6時～(2時間30分程度)

ところ **かでの2・7 (5階520研修室)**
(札幌市中央区北2条西7丁目)

基調講演

「今の子どもたちを取り巻く状況と課題」



基調講演・コーディネーター
北海道教育大学 大学院教育学研究科
学校臨床心理専攻
教授 **佐藤 由佳利氏**

プロフィール 1957年生まれ。上智大文学研究科教育学専攻博士前期課程修了。病院勤務や北大医学部研修生などを経て、92年「さち心理相談室」開設。道警少年課アドバイザー、札幌市スクールカウンセラー。2001年道教育大教育実践総合センター助教授、08年同大学院教育学研究科学校臨床心理専攻准教授、10年同教授となり現在に至る。札幌市スクールカウンセラースーパーバイザー。臨床心理士、日本心理臨床学会代議員。

北海道教育委員会は昨年度(4～9月末)の「いじめ件数」は2639件と発表しました。これは、札幌市立校を除く道内すべての公立小・中・高校、義務教育校、中等教育校、特別支援校の計1668校を対象に行った調査結果で、ここ3年は増加傾向です。

「いじめはいけない」と精神論で道徳教育を行っても効果はありません。いじめは、集団の中に発生する「ゆがみ」であり「病理」です。子ども社会の、集団のメカニズムの中に自然と発生し、教員の努力だけではなくなりません。

子どもの心の問題を解決する、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラー(SC)の導入は、切り札として期待され、一定の成果をあげてきました。しかし、子どもの問題行動には、家庭や学校、友人、地域社会など、取り巻く環

境問題が絡み合い、学校だけでは解決できないケースもあります。

北海道教育委員会は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者や、教育と福祉両面の専門家をスクールソーシャルワーカー(SSW)として配置し①関係機関の連携・調整②子どもの環境の問題(家庭、友人関係等)への働きかけ等一の調査研究を続けています。

文部科学省では、SCとSSWも含めた、チームとしての学校での取り組みを期待しています。

しかし、SCと教員との連携不足が聞こえてくる一方、SCの資質や養成上の問題も指摘されます。

このような状況を踏まえ、学校がSCやSSWを効果的に活用し、教職員と協働して不登校やいじめなどの教育課題を解決するため、学校や保護者、行政などの関係機関が、いまずべきことを考えます。



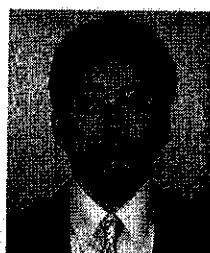
パネラー
北星学園大学 社会福祉学部
教授・心理臨床センター長 **牧田浩一氏**

プロフィール 1973年札幌市生まれ。97年北星学園大文学部社会福祉学科卒。兵庫教育大学院学校教育研究科博士課程、徳島県教育委員会スクールカウンセラー。02年鳴門教育大助手、北星学園大学院准教授を経て同教授。臨床心理士。



パネラー
北海道教職員組合 教育文化局
教育文化部長 **山崎俊一氏**

プロフィール 1974年千葉県木更津市生まれ。98年北海道教育大札幌校卒。期限付教員として日高管内、留萌管内を経て00年稚内市立抜海小に赴任。稚内中央小、稚内東小に勤務し、16年から北海道教職員組合本部役員、18年4月から現職。



パネラー
北海道教育庁学校教育局
参事(生徒指導・学校安全) **齊藤順二氏**

プロフィール 1966年釧路市生まれ。85年北海道釧路湖陵高等学校卒。北海道教育庁釧路教育局、胆振教育局、総務課、特別支援教育課などに勤務後、2013年上川教育局企画総務課長、15年文化財・博物館課主幹を経て18年から現職。

*参加申込・問合せなど FAXでの参加申込は、8月31日(金)までに、このチラシの裏面に氏名・住所・所属などを書いて申し込んで下さい。電話によるお問合せは、011(375)8002へ。なお、ご記入いただいた個人情報は、この催し以外には使用いたしません。

主催：特定非営利活動(NPO)法人北海道地域政策調査会 後援：北海道教育委員会